

～ 令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨 ～
住宅の応急修理制度の利用について
(申請のお願い・再送付)

令和8年6月 石川県

昨年度の「住宅の応急修理制度」のご利用予定に関する調査で、「利用する」または、「利用を検討する」と回答をいただいた世帯のうち、現時点で応急修理の申請が確認できなかった方に送付しております。

○**応急修理を利用する方**

災害救助法の住宅の応急修理申込書(青色の用紙)をご記入のうえ、同封の返信用封筒で、令和8年7月10日(金)までにご返信をお願いします。

それ以降にご提出される場合は、お住いの市町の窓口にご持参ください。施工者が決まっても申請できます。

※**申請期限:令和8年9月30日**。申請がこの期限を過ぎますと、ご利用ができなくなりますのでご了承ください。

○**応急修理を利用しない方**

住宅の応急修理制度を利用しない旨の回答票(赤色の用紙)をご記入のうえ、同封の返信用封筒で、令和8年7月10日(金)までにご返信をお願いします。または下記の受付事務局に電話でご連絡ください。

※その他、記載方法等、ご不明な点があればお問合せください。

「石川県 住宅の応急修理制度 受付事務局」

電話番号：0120-128-521

電話受付期間：令和8年7月10日まで

(お問合せの内容によって、お住いの市町から折返し連絡させていただく場合があります。)

調査にあたっての留意事項

- 調査票は、ボールペンで記入してください。
(鉛筆や消えるボールペンで記入しないでください)
- ご回答いただいた個人情報は厳重に管理し、住宅の再建に関する案内以外の目的では使用しません。

応急修理の対象外となる方

- 既に、応急修理を実施済で、業者への支払いが完了している場合は制度を利用することができません。
 - 借家で被災された方は原則、対象外です。
 - 罹災証明が発行された後、家主の方がお亡くなりになるなどして、空き家となった住宅は本制度を利用することができません。
- ※ 送付者の選定には細心の注意を払いましたが、対象とならない方に送付してしまう場合もございます。その場合はご容赦くださるようお願いいたします。

業務委託元	石川県土木部建築住宅課 (金沢市鞍月1丁目1番地)
業務委託先	能登印刷(株) (石川県 住宅の応急修理制度 受付事務局 : 金沢市玉川町6番30号)

災害救助法の住宅の応急修理申込書

様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。
なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市町の
担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先（TEL）】 _____（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 _____

※り災証明書の世帯主

- 1 災害名/被災日時 ・ 令和 6 年能登半島地震 / 令和 6 年 1 月 1 日
・ 令和 6 年奥能登豪雨 / 令和 6 年 9 月 21 日

該当するものに○を付けてください。

- 2 住宅の被害の程度 全 壊、大規模半壊、中規模半壊、半 壊、準半壊

市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。

3. 以下の必要書類については、後日提出します。

- ・ り災証明書（写し）
- ・ 修理前の被害状況が分かる写真
- ・ 修理見積書
- ・ 資力に関する申出書（今回 同封済、別紙 1）
- ・ 住宅の被害状況に関する申出書（今回 同封済、別紙 2）

受付欄

資力に関する申出書

様

私、_____は、令和6年（能登半島地震）
奥能登豪雨のため、住家が_____しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏名

資力に関する申出書

〇〇市(町)長様

私、_____は、令和6年(能登半島地震)のため、住家が半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

(記入例)

- ・住宅ローン、教育ローン等を組んでおり、手持ちの現金もほとんど無いため、応急修理費用が工面できない。
- ・日常生活費や教育費等の支払いで余裕がないため、応急修理を実施する資力がない。
- ・年金収入のみのため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・介護費用などの出費で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がない。

令和 年 月 日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

〇〇市〇〇町〇〇番地

現住所

〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 石川 太郎

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

別紙2

令和 年 月 日

様

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 工事期間

(工期) 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所

3 床について 2の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

4 壁について 2の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり+下地材+表面材（壁紙など）
② 柱・はり+仕上板（プリント合板・板など）
③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げからなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が地震により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

5 屋根について 2の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の瓦等の仕上げ材、下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

記載例

令和 年 月 日

〇〇市(町)長 様

住所 石川 太郎

氏名 〇〇市〇〇町〇〇番地

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 工事期間

(工 期) 令和6年1月3日 から 令和6年6月30日

2 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 屋根、外壁

3 床について 2の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

4 壁について 2の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり+下地材+表面材（壁紙など）
② 柱・はり+仕上板（プリント合板・板など）
③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げからなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が地震により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

5 屋根について 2の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の瓦等の仕上げ材、下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

住宅の応急修理の利用しない旨の回答票

災害救助法の住宅の応急修理制度について、理解した上で、利用いたしません。

回答日 令和8年 月 日

フリガナ	(セイ)	(メイ)
世帯主のお名前		
現在の住所	〒 _____	
現在の電話番号		

封筒の宛名ラベルに記載されている「オンライン回答番号」を右側の太枠内に記載をお願いします。

--

この回答票のご返信に代えて、下記の受付事務局で電話の受付も致します。

「石川県 住宅の応急修理制度 受付事務局」

電話番号：0120-128-521

電話受付期間：令和8年7月10日まで

(お問合せの内容によって、お住いの市町から折返し連絡させていただく場合があります。)

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

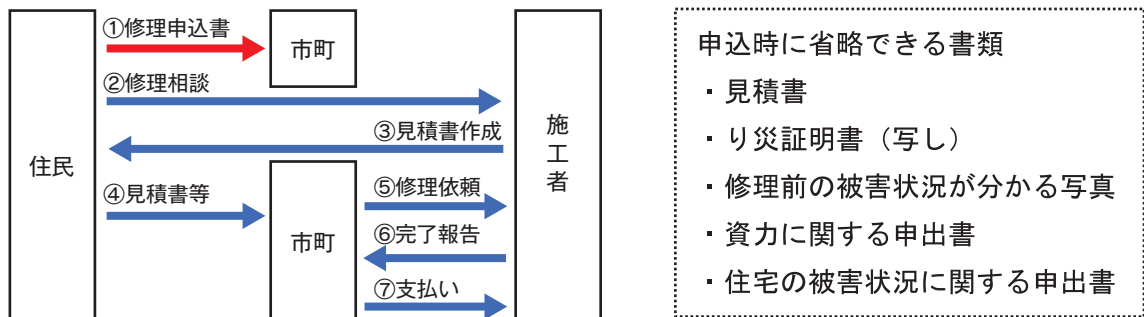
概要

「応急修理制度」は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、修理の申込書を提出してください。

その後、選定された施工者の見積りや必要な書類等を準備して、お住いの市町の窓口へ提出をお願いします。見積り等提出後に市町が修理を依頼することになります。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★地震被害から修理完了までのポイント

- ・ 地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。（工事前、工事中、工事後）
- ・ 住宅設備等のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意
- ・ 既に修理に取りかかっている場合、施工者への支払いに至っていない場合、制度の対象とすることができます。
- ・ 応急仮設住宅（建設型・みなし仮設）との併用については、各市町の担当窓口にご相談ください。

対象区域・対象者

対象区域：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

対象世帯：上記市町で、被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000円以内

準半壊：343,000円以内

※費用は市町から施工者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

期限

申請期限：令和8年9月30日

完了期限：当面、設定しない

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

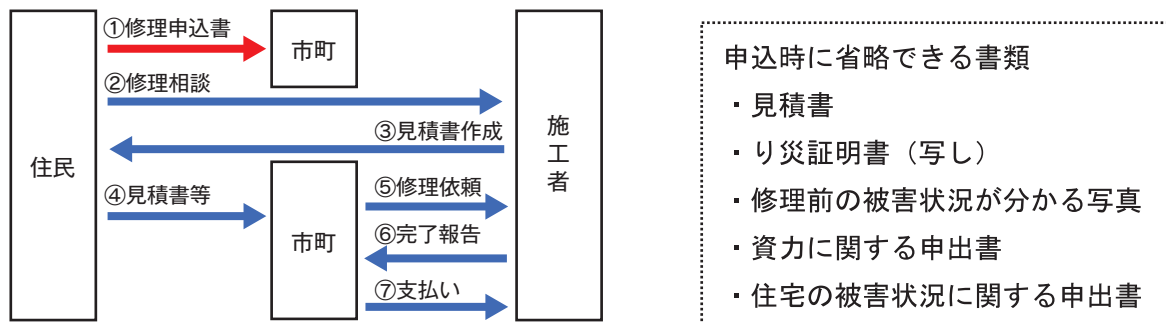
概要

「応急修理制度」は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、修理の申込書を提出してください。

その後、選定された施工者の見積りや必要な書類等を準備して、お住いの市町の窓口へ提出をお願いします。見積り等提出後に市町が修理を依頼することになります。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★大雨被害に対する応急修理の注意事項

- ・ 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
大雨により被害を受けたことがわかるように工事前の写真を撮影してください。
地震による被害箇所の修理は、対象外となりますので、ご注意願います。
- ・ 土砂等の撤去・処分費、消毒費は、応急修理の費用に含めることはできません。
- ・ 応急仮設住宅（建設型・みなし仮設）との併用については、各市町の担当窓口にご相談ください。

対象区域・対象者

対象区域：輪島市、珠洲市、能登町

対象世帯：上記市町で、大雨による被害を受けた住宅が『令和6年奥能登豪雨』の被害認定の罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯

（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

※「令和6年奥能登豪雨及び令和6年能登半島地震」の被害認定の方は、市町の窓口にご相談願います。

費用の限度額（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：717,000円以内

準半壊：348,000円以内

※費用は市町から施工者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

期限

申請期限：令和8年9月30日

完了期限：当面、設定しない

※住まいの再建相談受付窓口（石川県木造住宅協会・石川県建設業協会事務局内）では、ご希望に応じて協会が施工業者を手配します。 電話番号 0120-123-688